

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 阿部 琢磨 様 〒146-8501 日本国 東京都大田区下丸子3丁目30番2号キャノン株式会社内	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 10211689W001	発送日 (日.月.年) 22.12.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/039565	国際出願日 (日.月.年) 21.10.2020	優先日 (日.月.年) 23.10.2019
国際特許分類 (I P C) C04B 35/64(2006.01)i; B28B 1/30(2006.01)i; B33Y 10/00(2015.01)i; B33Y 70/00(2020.01)i; B33Y 80/00(2015.01)i; C04B 35/16(2006.01)i; C04B 35/653(2006.01)i FI: C04B35/64; C04B35/16; C04B35/653; B28B1/30; B33Y10/00; B33Y70/00; B33Y80/00		
出願人 (氏名又は名称) キヤノン株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input checked="" type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input checked="" type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
--

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 11.12.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 田中 永一 4T 9539 電話番号 03-3581-1101 内線 3465
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第II欄

優先権

- 国際調査機関が優先権主張の基礎となる先の出願の写し、又は、要求される場合には、先の出願の翻訳文を受領しなかったため、優先権主張の有効性を検討しなかった。しかしながら、出願人の主張する優先日が基準日であると仮定してこの見解書を作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。
- この見解書は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。したがって、この見解書においては、上記国際出願日を基準日とする。

3. 追加の意見（必要ならば）

請求項5に記載された「吸収体が、 Ti_2O_3 、 TiO 、 SiO 、 ZnO 、アンチモンドープ酸化スズ（ATO）、インジウムドープ酸化スズ（ITO）、 MnO 、 MnO_2 、 Mn_2O_3 、 Mn_3O_4 、 FeO 、 Fe_2O_3 、 Fe_3O_4 、 Cu_2O 、 CuO 、 Cr_2O_3 、 CrO_3 、 NiO 、 V_2O_3 、 VO_2 、 V_2O_5 、 V_2O_4 、 Co_3O_4 、 CoO からなる群から選ばれる少なくとも一つを含むことを」との事項は、優先権主張がされた出願日：2019年10月23日、出願番号：2019-193067、日本国（JP）の明細書には記載された事項ではないので、当該出願に基づく優先権の主張の効果は認められない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-27	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-4, 6, 22-27	有
	請求項	5, 7-21	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-27	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : WO 2019/208570 A1 (キヤノン株式会社) 31.10.2019(2019-10-31)
 [0022], [0037], [0048]-[0053], [0109]-[0110], [0113], [0151]-[0165], 図3
 & JP 2019-188810 A
 文献2 : JP 2020-100141 A (キヤノン株式会社) 02.07.2020(2020-07-02)
 段落[0007]-[0009], [0041], [0068]-[0073] (ファミリーなし)
 文献3 : WO 2019/013334 A1 (キヤノン株式会社) 17.01.2019(2019-01-17)
 全文, 全図
 & US 2020/0140340 A1
 whole document, whole drawing
 & JP 2019-19051 A
 & EP 3636403 A
 & CN 110944814 A
 文献4 : JP 2013-501701 A (ベゴ・ブレーマー・ゴルトシュレーゲライ・ヴィルヘルム・ヘルプ
 スト・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクテル・ハフツング・ウント・コムパニー・コマン
 ディットゲゼルシャフト) 17.01.2013(2013-01-17)
 全文, 全図
 & US 2012/0237745 A1
 whole document, whole drawing
 & WO 2011/018463 A1
 & EP 2292357 A1
 & CA 2770568 A1
 文献5 : JP 2016-204244 A (TOTO株式会社) 08.12.2016(2016-12-08)
 全文, 全図
 & US 2016/0083300 A1
 whole document, whole drawing
 & EP 2998282 A1
 & CN 105439564 A
 & KR 10-2016-0033614 A
 文献6 : JP 62-113781 A (日立金属株式会社) 25.05.1987(1987-05-25)
 全文, 全図 (ファミリーなし)
 文献7 : JP 2001-17907 A (南 努) 23.01.2001(2001-01-23)
 全文, 全図 (ファミリーなし)

請求項5に係る発明、請求項5を引用した請求項7-21に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。

文献1には、平均粒子径が約38 μ mのSiO₂粉末、平均粒子径が4 μ mのTb₂O_{3,5}粉末 (Tb₄O₇粉末)を用意し、モル比がSiO₂:Tb₂O_{3,5}=98.4:1.6となるように混合した混合粉末を、アルミナ製の基台上に、一層目の粉末層して形成し、次いで、ファイバーレーザーのレーザービームを前記粉末層に照射し、材料粉末を溶融、凝固させる工程を繰り返して、造形物を作製し、前記造形物を、Zr(O-n-Bu)₄と安定化剤等を含むジルコニウム成分含有液又はアルミニウムseco-ブトキシドと安定化剤等を含むアルミニウム成分含有液に含浸させ、さらに、1685℃で50分間保持する工程又は1600℃で30分間保持する工程を施したセラ

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

ミックス物品の製造方法が開示され、[0037]には、酸化テルビウム (Tb_4O_7) は、ファイバーレーザー等のエネルギービームのエネルギー吸収がある物質である旨記載されている。

そして、文献2には、 SiO_2 等の母材である無機化合物と、レーザー光に含まれる波長の光に対して前記母材よりも高い光吸収能を有する Ti_2O_3 、 TiO 、 SiO 、 ZnO 、アンチモンドープ酸化スズ (ATO)、インジウムドープ酸化スズ (ITO)、 MnO 、 MnO_2 、 Mn_2O_3 、 Mn_3O_4 、 FeO 、 Fe_2O_3 、 Fe_3O_4 、 Cu_2O 、 CuO 、 Cr_2O_3 、 CrO_3 、 NiO 、 V_2O_3 、 VO_2 、 V_2O_5 、 V_2O_4 、 Co_3O_4 、 CoO のいずれかを含む吸収体と、を含むレーザー光を照射して造形を行う付加製造法に用いられる無機材料粉末が開示されている。

そうすると、文献1記載の発明における Tb_2O_3 粉末 (Tb_4O_7 粉末) に換えて、文献2記載の発明における吸収体の粉末を転用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項1-4、6に係る発明、請求項22-27に係る発明は、国際調査報告で引用された文献3-7いずれの文献にも開示されておらず、新規性を有し、また、国際調査報告で引用された文献3-7に対して進歩性を有する。

照射されるレーザービームに含まれる波長の光を吸収する吸収体を含み、二酸化ケイ素を主成分とする粉末にレーザービームを照射することにより、前記粉末を焼結または溶融および凝固させる工程を繰り返して造形物を形成した後、特に、前記造形物を $1470^{\circ}C$ 以上 $1730^{\circ}C$ 未満で加熱処理する点、及び、 Tb または Pr を含み、二酸化ケイ素を主成分とするセラミックス物品であつて、 Si の含有量が酸化物換算で80質量%より多く、前記二酸化ケイ素の70質量%以上がクリストバライトであるセラミックス物品は開示されておらず、しかもその点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書（PCT規則43の2.1及び70.10）

出願番号 特許番号	公知日 (日.月.年)	出願日 (日.月.年)	優先日(有効な 優先権の主張) (日.月.年)
WO 2019/208570 A1	31.10.2019	23.04.2019	24.04.2018
JP 2020-100141 A	02.07.2020	05.12.2019	21.12.2018

2. 書面による開示以外の開示（PCT規則43の2.1及び70.9）

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日.月.年)	書面による開示以外の開示 に言及している書面の日付 (日.月.年)